

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 1 項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備 ほ場整備）北多久地区原口橋換地区の換地計画を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの換地計画に不服のあるものは、佐賀県知事に対して書面により審査請求をすることができます。審査請求書は、平成 29 年 7 月 19 日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号 849-0925 佐賀市八丁綴町 8 番地 1）に提出してください。

平成 29 年 6 月 6 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 ほ場整備）北多久地区原口橋換地区の換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 29 年 6 月 6 日から平成 29 年 7 月 4 日まで

3 縦覧の場所

多久市役所